

一宮市告示第 3 2 8 号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の案を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 7 項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

令和 7 年 7 月 7 日

一宮市長 中野 正康

記

1 地域計画の案を作成した地域

- (1)旧一宮市地域
- (2)旧尾西市地域

2 縦覧場所

一宮市役所本庁舎活力創造部農業振興課
一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号

3 縦覧期間

令和 7 年 7 月 7 日～令和 7 年 7 月 2 2 日

ただし、土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までの執務時間中とする。

4 意見の申し立て

地域計画の案に対し意見がある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。